

令和7年度第26回九州地方整備局と建専連会員団体地方支部長等との
意見交換会

日時：令和7年7月14日（月）16:00～18:00

場所：八仙閣 3階「大ホール」天・香の間

【共通テーマ①】

【議題】

「『労務費の基準』の実効性ある活用について」

【趣旨】

昨年度の建設業法等の改正により、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）することとなり、その結果、現在「労務費の基準」が職種ごとに策定されることとなり、このことを歓迎いたしております。

今後は策定された「労務費の基準」が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要です。しかしながら、公共工事の落札の基本が安値にあるため、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化する恐れもあります。については、本制度の実効性を確保するため、次の2点をよろしくお願ひいたします。

①「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性について、関係者へ広く強く周知・啓発をお願い申し上げます。

②建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注現場において、「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は、技能者の処遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進いただきたいと考えております。

【建設産業専門団体九州地区連合会 要望】

1課題目は「『労務費の基準』の実効性ある活用について」でございます。これにつきましては、先ほど岩田全国会長並びに九州の会長から挨拶の中でも説明があったとおりでございます。私どもは建設業法等の改正により中建審がこの12月労務費の基準を作成・勧

告するといったことに大いに期待を寄せているところでございます。また、その基準に対しましてGメンの方々がいろいろと調査・指導されるということに対しても大変期待を寄せてているところでございます。

そこで、①、②2つの要望を申し上げたいと思います。1番目が「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性について関係者へ広く強く周知・啓発を願いたいということでございます。ダンピング競争を続けていたら業界は疲弊するばかりでございます。明治22年に制定された会計法の大本でございますけれども、価格競争のみによる業者選定、業者選択はそろそろ考え直してもいい時期に来ているのではないかということでござります。

2番目、建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注現場において「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

ということで、実際今、九州の各現場、各団体からいろいろな意見が寄せられているところでございます。順次、まず冒頭に各団体から要望を差し上げて、それに対して回答をいただければと思います。

【九州鉄筋工事業団体連合会 要望】

私から、直接的にこの議題に関わることかというとちょっと難しいところになるのですが、どうしてもお聞きしたいことがあってこの場で質問させていただきました。というのが、先月ですけれども、我々の同業者で建設業許可のない下請を使って処分を受けている鉄筋業者がいるのですけれども、我々、業法を守る企業がようやく悪い思いをしなくていいような業界になってきたなど安堵しておるのですけれども、そのことについてお聞きしたいのですが、私の情報によると、今、鉄筋工事業一次事業者とそれを受けた二次事業者の6社しか処分を受けていないのですけれども、これはそこを使ったゼネコンさんには罰則はないのでしょうか。もしないのであれば、今後そういうところは根本的に直すという意味でもゼネコンさんに対しても罰則を科していただきたいと思っております。

【九州圧送事業協同組合連合会 要望】

私どものほうからも、工事代金を支払っていただく際に現場の経費を下請の了承なく相殺するという事案が少なからず聞こえてまいります。国土交通省から建設業法違反の通報窓口として駆け込みホットラインを御案内していただいており、その対応説明として明記

されているのが「駆け込みホットラインに寄せられた情報のうち法令違反の疑いがある建設業者には必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します」。また、「通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います」とありますが、実際に相談をする際には、具体的な現場名もしくは情報発信源を伝えないと該当元請の問合せが難しいという足かせがあるのが現状のようです。もっと通報したいシステムの構築とそれによるペナルティーの強化をぜひ御検討していただきたく本日お願い申し上げます。

【(一社) 全国建設室内工事業協会九州支部 要望】

今の質問にありました関連としまして、我々の団体でも工事代金から赤伝で事前の了承なく引かれるというのは聞かれることでございます。そのほかにも、現場では職長会が組織されておりまして、毎月職長会費を各下請業者は納めているような状況です。使い方としては、掃除用具を購入したり、いろいろ現場で必要なものを買ったりしているような使い方をされていることが多いのですけれども、果たしてこれは我々下請業者が負担すべきものなのかなという意見もちょっと聞こえてきたもので、そういう会費の支払いが発生しているところも含めた上で、先ほどの駆け込みホットラインですけれども、こちらを活用して通報するというのはなかなか非常に敷居が高いという実情がございます。

これは提案ですけれども、駆け込みホットラインにつきまして、ぜひポスターを作成していただいて、その中に、例えば赤伝で了承なく引かれることでお困りではありませんかとか、そういう文言をうたうようなポスターにして、QRコードか何かをつけて専用のホームページに誘導するようなポスターを作成した上で、このポスターをゼネコンさんに各現場に貼っていただくようとする、そういう下請業者の通報窓口をゼネコンさん自らの手によって現場に掲示していただければ、かなり抑止力になるのではないかと思っております。

行政側の方も業種別の意見交換会等で意見が出でいろいろ問題が起きた際も、そういう仕組みを構築しておけば、それぞれ現場に調査に出向かなくてもホームページを更新してこういう事例がありますというようなことを掲示した上で、こういう悩みがあるときにはホットラインにぜひ通報してくださいというふうにしていただければ、かなり効率よく駆け込みホットラインを運用できるのではなかろうかと思います。やはりゼネコンさん自らの手によって掲示していただくというのは、ルールだけではなく、本当にちゃんと見えるところに掲示しているのかとか、毎月行われている災防協などでも必ず下請に周知をしな

さいと、そのようなルールにしていただければ、すごくそういうことの抑止が効くのではないかなと思われますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

【司会】

建設Gメンの関係については非常に関心が高うございまして、今3つの団体から監督処分の関係とか通報窓口についていろいろ要望させていただいたところでございます。まずは以上3点の関係につきまして整備局のほうから御回答を頂戴できればと思います。

【九州地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

まず1つ目、お話をいただきました処分の関係でございますが、事前に少しお話を伺つておりましたので、国の場合はどうなるかという点でお話をさせていただければと思います。もし仮にこの件が施工体制台帳作成工事、いわゆる5,000万円以上の下請を出しているような工事であったとすれば、元請さんには義務が課せられているというのが、再下請負通知書を提出しなさいと。その再下請負通知書には建設業許可を持っているとか持っていないといったものが書かれることになります。

その通知を受けた元請は、施工体制台帳だったり施工体制図をそれに基づいて作成しますので、一次、二次の下請様がその許可を持っているのか持っていないのかを把握することができます。もしこの通知を元請が怠っていた場合については、建設業法違反となりますので指導、場合によっては、中身によりますけれども、行政処分となり得ることもあります。

国においても無許可の業者が500万円以上の下請をした場合は営業停止になりますので、今回元請が処分があったのかどうか分からぬという点につきましては、仮に指導の場合は国においても公表はいたしませんので、皆様にはどういう指導、処分になったのかは分からぬ。ただ、行政処分をすれば当然公表いたしますので、しかるべき公表がなされていると思っております。

なお、特定建設業者の方については、責務として下請の皆様が建設業法やその他の法令に違反していないかという指導に努めなければならないという努力義務が課せられております。話の内容にもよりますが、行政処分をそれに基づいて課すかどうかは別にして、元請事業者においても一定責任はあるものと考えております。こうしたことがないように、私どもとしても引き続き元請業者に対して適切な指導を行っていきたいと思っている

ところです。

それから2点目、圧送の山佐さんからお話をいただいた、ホットラインを利用するときに特定されて不利益を被るのではないかということについてですが、一応ホットラインで匿名、いわゆる秘匿を希望された方に対しては、業者、元請さんに入るときの連絡方法だったり具体的に調査に入るときの聞き方を工夫させていただいて、特定されないようにということで、そこを徹底するようにしております。どうしても話の過程で、賃金とかになると特定しがちですが、そこはホットラインに通報があったから来ましたということではなくて、Gメンの一環で来ましたとかいうことで工夫をしながら行わせていただいているところですので、もっと使いやすいような感じで、窓口に御相談いただいたときにその辺は丁寧に説明させていただきたいと思っております。

最後3点目でございます。ホットラインに関する、これも提案でございます。昨年のこの意見交換においてもお話が出たと私聞いております。そのときに法律で義務化していただきたいというお話があったと聞いているのですが、法律で義務化するとなりますと、その根拠をどうするか、誰に対して義務を課すのか、費用はどうするのかという様々な課題が出てくるものと思います。

一方、やはり御提案のとおり現場に入っていたらすごい抑止力はあると考えているところです。ですので、このホットラインのチラシをもっと皆さんに周知できるように、改めてホットラインの周知を図っていきたいと考えているところでして、具体的には、これまで大臣許可の許可申請時、立入検査、建設Gメンの調査、あとは各種の会議等の場でチラシを配布して周知していたところでございますが、今後は各県の建設業許可部局に対しても同じようにホットラインの周知をしていただくように要請を図っていきたいと思っております。誰でもよく目にするような状態に近づけていければと思います。御提案のあった現場に提示というところは、課題が1つでも2つでも解決していく様に考えていきたいと思っております。

話の中で出てきた赤伝処理につきましては、これはまさしく建設業法違反でございますので、そういったものはまさにホットラインで通報していただいて、私たちの立入りだつたり建設Gメン調査において適切に指導していきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

【司会】

元請責任についても当然あるということで認識しておられると。また、通報制度を通報しやすいシステムについてもより工夫をしていただけすると。現場掲示につきましても、前向きに御検討していただけるといったような回答をいただいたかと思います。

標準労務費、基準がはっきり決まるということで、今後私どもがそれに対していかにそのお金が川上から川下のほうへちゃんと行き渡っているか、あるいは施工体制はどうかということで、いろいろ気づいたところは、これはおかしいなと思ったら、今それを訴えるすべとすればホットラインが一番身近ということで、過去にも利用してまいりましたし、今後もっと有効活用していただけるように工夫をしていただきたいといった要望でございました。ぜひ積極的に検討していただければと思います。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 意見】

今の質問が事前に分かっていなかったのであれなのですけれども、恐らく今現状仕事が暇なので、取るためというか仕事をもらうために金で評価されるので、下げられることに対する実態の説明というかお願いだったと思うのですが、本質の共通テーマ①のところに戻っていただきまして、Gメンの方に期待することというかお願いとして、まず今現状どの話になっているのかということですけれども、標準労務費の議論の内容ですが、回答参考資料を九州地整からいただいております。この2ページの真ん中の部分に労務費確保のイメージという積み上げの絵が描いてあるわけですね。

こここの部分が改正する法律の概要として2ページで書いてあります。これが中央建設業審議会が勧告として標準労務費が労務費のところだけ青くなつて、この労務費を行き渡らせますよということになっているのですけれども、3ページを見ていただきますと、先日中建審がございまして、これがその中建審での説明の資料です。このように変わってきてるわけですね。それは標準労務費ワーキングの中で、挨拶でも申し上げましたように、労務費だけ払え、経費は競争の中に入れろということになりますと、経費をかけないところが競争に勝つ、そういう競争になつてしまふ。それはおかしいと。

これは発注者についても元請さんについても、本省サイドでも学者の先生方もそれはまさにそうだと。この3ページの「雇用に関する経費」と書いてありますけれども、大きく3つ、社会保険料、安全の経費、それと建退共、これはもうお聞き及びになっているかと思うのですが、柱として3つ入っています。今後この3つ以外にも話を上げていこうというかお願いをしていこうと思っています。

安全にかかる経費というだけではなくて、工事全体にかかる経費、例えば安全を守るために番頭を用意して、番頭が毎日5現場回りますとか6現場回りますというような会社は、それはもう経費として計上しなければいけない。工事にかかる金ですよね。その現場だけでかかる材料以外、番頭を常駐させて毎日品質管理のためにチェックをさせろという方もあるかかるわけです。そうなってくると、そういう要求をされても、いやいや、うちはいませんよという会社と分かりましたと言って常駐させる会社と、原価は間違いなく違うわけですね。

ただ、現場を受注する段階で、現場の所長は、そんなことは隠しておいた上で金で評価して決める、総額で決める。これは建設業法の総価一式だから法律なのだと恐らく言つてくると思います。金で評価をして決めた後に、それは当たり前だろう、安全パトロールをしなさい、品質しなさい、チェックしなさいというようなことが今の現実、実態としてあります。

ですので、そのような経費を競争に入れれば、いや、うちはしませんと言うところ、もう自分のところがいて全部外注でやっているところなんかは経費がかからないので当然安いわけです。原価率が違うわけですね。このところを、非常に難しいのは、建設業法でお金で評価しなさいよということで業法でこれまで来たというこれまでのこの商環境を、いや、それでは持続可能性がない、将来がないということなので、それをやっていく上でこの3ページになったわけです。「雇用の経費」と書いていますけれども、ここの中には安全の経費、社会保険料、それと今度は建退共。

もう1つ加えて言うのであれば、建退共もそうなのです。我々建退共は、多分ここの半分以上の方は知らないと思いますけれども、あれは元請さんがかける制度だと思っているのですね。今までそうでしたから。でも、実際は違いますよね。建退共と話をすると、あれは雇用主がかけるべきものであると。なので、これは元請さんのために言いますけれども、ある元請さんは、建築も土木も扱い手確保なのだから職人の処遇を変えるために出してやろうという元請さんもいます。建築も土木も出す。民間も公共も出すと。ところが、これまで公共を受注する上ではある程度は制限されていたのでやります。でも、民間は違いますよと言ってかけていない元請さんもいるのですよ。これは同じ立ち位置で競争になつていないです。何か不当な競争になっている。ある元請さんは扱い手確保のためにやっている、ある元請さんは法律だからしなくともいいからやりませんという、ここも競争としておかしいわけですね。我々もそうなのです。

これ建退共もCCUSとか基金とかはメリットだと言うのですけれども、企業によっては退職金制度をしっかりと積み上げている中退共とか保険会社とかいろいろなところで積み上げているところがあるわけですね。建退共は公共をやる上でたまたまもらえるからもらいますということで印紙をもらって貼っていたと。ところが、今度はポイント制になって、自分のところの退職金制度があるにもかかわらず、公共の現場に行ったら積み上げでもらえる、でも、民間の現場に行ったらもらえない、こうなってきますと、職人さんは公共の現場へ行きたいと。それが目的かも分かりませんけれども、そうなって現場を選ぶようになる。

なので、うちの会社ではちゃんと退職金制度があるのでポイントを放棄しますというところも出てきたのですよ。競争の基準がどんどんどんどん変わってきてている。まして建退共がこの経費の中に今回柱として入ってきたので、しかも額がこれから多くなる。1,000万ぐらいとか最終そこを目がけてやろうとなってくるとちょっとしたお金ではなくなるので、競争がおかしくなってくるわけです。

ですので、今までこの柱の経費の中に入っていない建退共を我々が請求するようになると、くれない元請さんに対して請求するようになると、金額が41%で我々業界団体は今最終お願いしております。国が調査して基準を出しているのだから、まずそこからスタートしましようで41ですけれども、建退共はこの41の中に入っていない、別なわけです。そうなると、元請さんに対して41%請求するところと、払っていないところはそれ以上に請求しないといけない。今日激論になるという、挨拶で言いましたけれども、そこら辺がこれから柱になります。

職人安全基本法でもしっかりと安全に対する経費を見なさいと言って業種ごとで出していますけれども、これに関しても、2丁掛けの安全帯とか空調服は当然だとか、これ今までにない、調査した頃と違う、かかっている、オンになっているわけです。そのような経費がこれからプラスアルファで出てきますので、元請さんは当然41%と。いや、会社によって違う、日建連でも全建でもこれは全否定されました。41でスタートすべきや、日建連、全建は、会社によって経費が違うから固定すべきではない。そんなことをしたら元に戻りますけれども、やらないところほど得になるわけです。

ですので、ぜひともGメンの方には、当然元請さんは総価一式を前に出してきます。それが法律ではないのですかと。でも、それでは持続可能性がない、職人が入らないのでこういう法律をつくったのだということで、経費もこれ10月ぐらいには出てくるかと思い

ますけれども、決まればぜひともそういう意図で決めたのだということを元請さんにマインドを変える意味での指導をしていただきたい。非常に難しいかと思いますけれども。

我々サイドは、先ほどの経費の基準、どちらが分担するかという話もありましたけれども、これは我々しっかりとやっていきます。標準見積書というものがありますので、国は標準見積書を活用してくださいねと我々に言いますけれども、日建連さんは標準見積書活用宣言とは言っていないのです。日建連さんは見積り尊重宣言をしている。なので、標準見積書ではないのです。各職種、標準見積書には経費をこのように分担しましょうという、大工さんなんか特にいろいろなものがありますから、物すごく細かく決めておられる。

それを基に、Gメンの方が見ていただければ分かると思いますけれども、総額一式で契約書を見たら2億とか、中身はこれは内訳書ですからというような処理を元請さんはしますので、ぜひとも中身を見せてくれ、見積書の内訳を見せてくれというような形で、そこに安全経費だとかいろいろなものが明示されていなければチェックできないと思いますので、九州建専連の方においては、絶対にそういう経費を出していく、見積書の中にこんなもの要るかと言われても出していいっていただきたい。そうしないと、行かれるGメンの方は分からないのですよ。

見えないので、そこのマインドを変えるという意味で我々も努力していきますので、これが今、この間まであった議論の芯になっているところですので、どうやってマインドを変えるかというところに今から行こうとしていますので、ぜひともGメンの方には今後も注視していただきて、マインドを変えないと駄目なのだな、変わらないなということを御理解いただければと。

【司会】

建設Gメンの方々に対する期待はすごく大きいということを受け止めていただけたかと思います。九州地方整備局は特に優秀な方が建設Gメンになっているといううわさを聞いていますので、ぜひ頑張っていただければと思います。私ども九州建専連、専門工事業の団体等見えていますけれども、元請の仕事もやっておられる団体の方々が多数いらっしゃいます。そこで、元請の立場として、元請にもやはりしっかりしたお金、これで契約させてもらわないと下請さんのほうにも回せないよといった主張もございますので、そのお金の流れという関係につきまして、まずは資源循環協会からお話をしていただければと思います。

【(公社) 全国産業資源循環連合会九州地域協議会建設廃棄物部会 要望】

ある紙面で、石破首相と建設4団体が賃金6%引上げを申し合わせたと。そういう中で技能者の賃金を6%引き上げるための原資が必要だと。その賃上げの原資を公共事業費の増額とか入札契約制度の改善によってやはり確保するべきではないのかと。その上で、入札で落札率が80~90%になれば一瞬にして賃上げの原資がなくなると問題視されております。その上で、入札契約制度を見直す必要性を、見直しいただいていきましょうけれども、もっと加速させていただきたいと。

先ほど事務局長からお話をありました改正法の中で、予定価格の上限拘束性の話、去年も言いましたが、ここを廃止していただきたい。先進国の中で日本だけがそれを廃止していません。そこから、根本から変えていただきたい、全てのことが改善されていくような流れをこの九州地整からやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【司会】

調査基準価格、最低制限価格を設定すること自体がそもそも歩切り、価格競争のみに頼った契約方式では、企業努力によって競争するのですけれども、企業努力イコール下請企業へのしづ寄せというのが現状でございますので、ぜひそこら辺りはよく考えていただければといった主張でございます。

【(一社) 全国道路標識・標示業九州協会 要望】

議題の労務費の基準と直接の関係はないのですが、当協会からの要望を発言させていただきたいと思います。まず、令和7年6月6日に国土交通省道路局から、直轄国道において道路標識の視認性点検の試行を開始しますという記者発表がありました。内容は道路標識の視認性について点検要領案を作成し、全国の地方整備局などの直轄国道において視認性点検の試行を開始しますというものです。この道路標識の視認性につきましては、当協会本部から国土交通省本省へ要望を出していたものでしたので、このような方針を出していただいたことにまずはお礼を申し上げたいと思います。

また、今回の点検要領案の作成と定期的な道路標識の修繕につきましては、直轄国道のみならず、県道、市町村道へも広がるように、地方自治体への御指導などもしっかりと行っていただけますように併せてお願い申し上げます。

それから、要望になるのですけれども、いつも意見交換会などで申し上げているところですが、道路標識や路面標示の直轄工事の発注につきましては、維持工事などの土木工事とセットで発注されております。そのため、私どもの協会の企業はなかなか直接受注することができない状況になっています。以前は道路の交差点などの道路標識、路面標示修繕工事などの単体工種での工事を定期的、計画的に発注がされておりました。そのため、当協会の会員企業も受注ができておりました。直轄工事を受注することによりまして、九州地方整備局から施工に関するいろいろ厳しい御指導を受けることによって勉強もできておりました。

地場の専門工事業者、地場企業の育成という観点からも、総合的な工事ばかりではなく専門工事業者が受注できる工種を絞った工事の発注をまた御検討くださるようにお願い申し上げます。

【司会】

今日参加しています他の団体につきましても、元請の受注、分離分割発注で直接受注はどうしてできないのだろうかといった要望も多数寄せられておるところでございます。以上の要望につきまして整備局から御回答を頂戴できればと思います。

【九州地方整備局建設産業調整官 回答】

それでは、予定価格の上限拘束の廃止について、建設産業調整官から答えさせていただきます。
大変難しい課題でございまして、まずは予定価格というものはどうしても予算に拘束されます。予算以上に契約をしてしまった場合、行政機関は払うお金がなくなった場合、皆様に対して債務不履行という形になってしまいます。ですので、その上限を決めるために、ここは財務省の領域でございますが、会計法で予定価格を決める、予定価格は予算に上限を拘束されるという考え方に基づいて予定価格が上限価格として設定されているところでございます。

もう1つ、予定価格には、皆様、元請様が入れていただいた入札価格が適正かどうかというものを精査するときに、基準となる価格、いわゆる上限性と基準という2つの性質を持っていると言われております。一方、調査基準価格はダンピング防止のために設定されているものでございまして、要はこれ以上下がれば履行ができないのではないかという価格を発注者側で決めさせていただいているもので、この計算の中では労務費は100%計上

させていただいているところです。ほかの経費で率でちょっと落としているという算定方法を取っています。この2つの予定価格と調査基準価格の間の幅が適正価格だというスタンスを取っているのが財務省で、会計法で精神を決めているということになっております。

九州地整のみならず国土交通省は、この会計法に基づいて、どうしても国の機関なので入札手続をやっているという形になっていますので、ここは御理解をいただきたいのですが、この扱い手3法で、岩田会長もおっしゃっていました下流から上流へという、いわゆる必要経費をきっちり積み上げて、ここはもう譲れないというものを出していく商慣行に変えるというところに来ておりますので、各団体さんでこれからつくられる標準見積書にしつかり内訳を書いていただきて、ここは譲れない経費というものを明確にした上で、価格とか生産性というところで今後競争がされていってほしいなといったところの今制度設計になっているのかなと思っているところでございます。九州から口火を切ってというお話をございますが、どうしても法律である以上、少しハードルが高いかなと感じているところでございます。

それから、歩切りという御意見もございましたが、言葉の関係で根拠なく工事をするということが歩切りと言われていますので、調査基準価格はしつかり計算式に基づいて算定しているところですので、歩切りには当たらないと考えているところです。

まず1点目については以上でございます。

【九州地方整備局企画部技術調整管理官 回答】

2点目の全国道路標識・標示業九州協会から御質問がありました視認性点検の試行の件でございますが、道路部に確認したところ、時期はまだ明確ではないのですけれども、直轄では熊本で1件試行の工事、業務が始まると聞いております。その辺りの試行結果とかを踏まえながら、また地方自治体への展開というものは検討がなされていくと思っております。

もう1点ございました道路標識とか区画線、これが維持修繕工事で一括で発注されているという件でございますが、私どもも道路の開通とかがあって、バイパスとかの新設であれば結構単体で出すというところもあるのですけれども、どうしても維持管理に伴う更新のほうが多うございまして、これは工事が点在しているとか規模が小さいというところもあって、他の工事と合併して今道路維持修繕工事で一括で発注させていただいているところでございます。いただいた意見については、道路担当部署のほうにもしっかりとお伝え

して検討を進めてまいりたいと思います。

【司会】

私ども九州各県を回って各県・政令市と意見交換会をやっておりまして、分離分割発注等の点につきましては、過去やっていなかったところも、これは業界を育成しないと業界が駄目になるということで、多くの県・政令市が分離分割発注のほうを実施してきていただいているということもございますので、そういった観点からもぜひ直轄についても御検討いただきたいということでございます。

まだまだ労務費の基準、また、その関連についてもっと議論したいのですけれども、あと2題残っているもので、ひとまず次のほうへ移らせていただければと思います。労務費の基準につきましては、P D C Aのプランとドウの12月に基準が決まるということで、それを見てまた新たな要望を出していただければと思っております。

【共通テーマ②】

【議題】

「さらなる適正な工期の設定について」

【趣旨】

建設業は、全産業平均と比較して年間労働時間・出勤日数が長く、依然として厳しい労働環境にあります。特に建設現場における完全週休二日制の導入については、大手元請企業では社員数の充実等により、現場が稼働していても週休二日を確保できているケースが多い一方で、中小企業では工期に制約がある中で、現場が動いていれば休みを取ることが難しいのが現状です。

当会が会員団体加盟企業に実施した調査でも4週8休以上を実現している企業は1割程度にとどまり、その主な要因として、適切な工期が確保できないためとの回答が最も多く寄せられています。扱い手確保の観点から、入職前の扱い手に対しては4週8休は必須条件となっており、また、時間外労働の上限規制適用などの変化から、効率化を進めてもこれまでどおりの工期設定では施工に無理が生じるため、次の2点をお願いしたい。特に民間工事に対して、これまで以上に工期の余裕が必要となることを啓発願いたい。

①労働環境の改善と持続可能な建設業の確立のためには、発注者側の理解促進とともに、

国によるさらなる適正な工期の確保に向けた支援・制度整備を強く要望いたします。

②近年の気候の温暖化に伴い夏季の気温上昇が著しくなっており、このような状況下で技能労働者の労働環境は過酷になってきています。これを受け、適正な工期の確保とともに、公共工事において8月を休工にするなどの工期設定を試験的に導入していただきたい。

なお、このような施策の実施において、日給月給の技能者にとっては収入が減るので、むしろ休日出勤を望む人もいるとの意見も少なくありません。週休二日制等の推進のためにには、平成30年の建専連決議に倣い、月給制への推進に取り組んでまいります。

【建設産業専門団体九州地区連合会 要望】

各県の高校を回り、いろいろな生徒さんたちにぜひ私たちの業界に来てもらいたいということで求人票を出すわけでございますけれども、やはりいろいろな業界と比べまして、どうしても建設業については休みが少ないとかといったような点で余りいい顔をされないのが実態でございます。そこで、①、②の要望をお伝えしたいと思います。

1番目が労働環境の改善と持続可能な建設業の確立のために、発注者側の理解促進とともに、国によるさらなる適正な工期の確保に向けた支援・制度整備を強く要望したいということでございます。

2番目につきましては、気候の温暖化、これは最近すごい猛暑でございます。夏季の気温上昇が著しくなっており、このような状況下で労働者の労働環境は過酷になってきていると。これを受け、適正な工期の確保とともに、公共工事において8月を休工にするなどの工期設定を試験的に導入していただきたいということでございます。

この件につきましては、補足説明をしていただければと思います。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 意見】

ここに書いてある内容ですけれども、これまでざっくばらんにお願いして意見をお聞きしたことをお話しさせていただきますと、夏場、命が危険な状況にあるのに、水を持てとか熱中症対策で企業への罰則規定をもっと強化するとか、ちょっと働き方改革が違う方向に向いているのではないかと、そのように感じています。これは厚労省の問題だと思うのですが。単純に考えれば、本当の働き方改革をするのだったら、命の危険があるのだったら休めばいいのになと。春先は生産性が高いのだから、ゴールデンウィーク、渋滞の中休まなくても日曜日だけ休みにすればいいのではないかと。これを凝縮して言うとフレックスにすべ

きではないのかと。

そろそろそういう働き方、働き手が求める、働き手を提供できる産業に人が来るというのは事実だと、現実だと思います。建設業は、先ほど申し上げましたように賃金がいまだに低いので、何か一歩、よその産業がやっていない建設業ならではの一歩というのがこの8月を休みにする、型枠さんなんかは7月末から盆までというような形で休みを取ればいいのではないか。これ日建連さんの企業でも個社ではやろうとされているところも出てきているのです。日建連としても、そうやれたらいいよなと。結局、最終はやはり発注者の理解なのです。

もう1つのハードルは、厚労省の年間変形労働時間の問題があります。ここは大きな課題として業界で大きく持っていくとしても、まずは九州地方整備局でそういう発注ができないのだろうかと。これは職人の命を守るために、そういうことで入札に参加してもらうとか、これ命を守るということは物すごく大事なことだと思うのですね。ここにいる親方はみんな毎日冷や冷やしていると思うのです。水をなめ、何をしろと言っても熱中症っていきなり来るので。熱中症になろうと思ってなっている人間はいないので、何ぼ寝ていてもなる人はなります。なので、対応が遅れたらまずいのではないかということは分かるのですけれども、そもそも休みにする、そういうような職人の命を守るような発注の仕方に目を向けていただけないかなということがこの趣旨です。いかがでしょうか。

【(一社) 日本型枠工事業協会会長 意見】

今岩田会長がおっしゃられたので、補足ということでちょっとお話しさせていただきますと、そもそも論として働き方改革が施行されたタイミングで、実はこのお話というのは、先ほど出ておりました一部日建連企業さん、専門工事業界でもその話は出ておりました。例えば日建連さんは、完全週休二日を一応 130 日プラス作業不能日ということで考えようとおっしゃっておられるのですけれども、それを今会長おっしゃったようにフレックスに運用する。それをフレックスに運用するためにどうすればいいかということをいろいろやると、やはり1年間の変形労働時間制というやり方で今は対応せざるを得ないですけれども、それだとちょっと厳しいという状況がございます。

ただし、なぜそれを今、日本型枠でも盛んに今検討させてもらっているのですけれども、1つには、やはりこれだけ暑いところで仕事をすると熱中症リスクももちろんあるわけでございますけれども、当然生産性が非常に落ちるのですね。最近罰則規定ができるから各ゼ

ネコンさんでいろいろなことを考えられて、例えばウェアラブルのものを着けていないと現場に入れないよとかなると、別にあれを非難するわけではないのですけれども、作業時間が物すごく減ってしまう。アラームが鳴りますから。アラームが鳴ったら仕事できない。それであくまでも法律には対処できるけれども、では、実際の仕事の生産性はどうなるのよと。これ実際に東京ではそれでゼネコンさんとやり合っている職種もございます。仕事がない分どうしてくれるのだということですね。というふうな面もございます。

ですので、取りあえず今年度中にできれば日本型枠としてのレポートを出そうと思っておるのですけれども、目的は2つ。1つはとにかく暑さの中で仕事をすることの生産性をできるだけ1年間に振り分けたい。それと、たまたま夏季の長期休暇が可能になれば、それはそれで今入職者が激減している中で我々にとっては大変魅力的な休暇になるのではないかという、その2つですね。その辺をちょっと検討させていただいているということでございます。

この資料の14ページにある真っ赤っかなものを見ますと、特に九州はすごいですよね。沖縄はずっとすごいのですけれども、それでもやはり九州は非常にすごいという状況にございます。屋外作業というのはこれどうしようもないことではありますけれども、何とかそれをできるだけ年間に振り分けるような形が取れればそれに越したことはないということで、いずれその辺のところもレポートとしては出させていただきたいと思いますので、発注者側としても、前のページにいろいろ出ておりますけれども、ぜひ夏季については御検討いただけますと。それと生産性が上がる春秋、そういうところでは別に無理やり休まなくてもいいのではないかということですね。その辺のところもぜひ御検討いただきたいということでございます。

【司会】

熱中症も非常に大変な問題でございますが、それ以外にも工期の設定で苦労されている団体がございます。日塗装さんどうぞ。

【(一社) 日本塗装工業会九州ブロック 要望】

今この九州では7月の初めから非常な酷暑で、空調服を着けながら仕事をしていても熱風しか入らないというような状況が続いております。私どもの職種、塗装工事というのは特にこの夏場に集中する工事がございます。それは学校の改修工事というものでございます。

学校の夏休み期間中に、7月の半ばから8月いっぱいの間に、防水関連とか軸体のひび割れ、そういうものを修理して、なおかつ塗装まで仕上げていくと。これには足場の構築とか解体、いろいろな業務が付随いたします。

その中で、これで例えば建設会社さんがお入りになって、それに軸体の改修まで含むとなると、今非常な人手不足で進捗が滞る事態が生じております。これはどの職種でもそうすけれども。かといって、ここに人材を集約して投入するということが今非常に困難な状況でございます。しかしながら、工期としては長期にわたって学校の授業を滞らせるわけにはいかないということで、発注の時期は4月とか5月に御発注になりますけれども、実際の工事としては7月の中旬から8月の下旬まで、この期間に集約されるわけです。

こうしたときに、例えば資材がなかなか入らない、人が集まらないということで、塗装のみならず、前職のほうで軸体の改修とかで時間が取られると、後ろ工期といいますか塗装工事が逼迫してまいります。そうした場合に、これはもう今いわゆる昔で言う夜業ということはなかなかできないと。では、どうするのと。また、今小学校はそれほどでもないのですけれども、中学、高校になると部活動がございます。そうしますと、その中で資材を持ってきたり、教室を封鎖しながらやるとか、また、塗料の臭気、臭いがいたします。それから、若干の騒音とかも発生いたします。こうしたことで、例えば課外の授業をおやりになる学校は中学、高校ほとんどですから、そこにまた制約も生じてまいります。工期的に非常に厳しくなります。

例えば夏場を避けて春休み期間中とか冬休み期間中ということも考えられますけれども、これはもう非常に期間が短いということで、労務集約を図って労働力を投入したところでなかなか大きな面積には対応できないということになります。ですから、労働時間の上限規制等いろいろございますし、もちろん私どもの工事は、塗装工事というのは外部に関しましては天候に左右される、降雨とか強風ではできないと。また、内部の作業にしましても湿気が多いと塗装ができないと。非常に気候の制約も受ける職種でございます。

こうした場合、もう少し工期の設定とかいろいろお考えいただきたいところですけれども、先ほど申しましたような趣旨の事情でなかなかそれがままならないということになれば、工事を細分化して幾つもの建設会社さんに少しずつ請け負っていただくといったこともお考えになっているところもございますけれども、そうしますと今度は資材の搬入とかでふくそう作業が非常に多くなってきますということで、グラウンドを潰して工事の駐車場を資材置き場にするとなると運動部の部活動とかに影響があると。いろいろ非常に今実

は困っております。

こうした中で、先ほどお話がありました、8月の酷暑時期は休工にするなどということがございましたけれども、それはなかなか私どもの中ではこれはもう無理であろうということと、適正な工期の確保に向けては、やはりあらゆる業種で余裕を持った人手の配置がどうしても必要であると。人手を集めるためには労務単価がある程度上昇しなければ求心力が強まらないと考えます。したがって、もう少し学校等のどうしても期間が決まっているような特殊な工事、そこにはやはり集約的に予算を投入していただきなりの御配慮をいただければと思います。

それと、どうしても夏場の施工は、やはり品質的に、厳冬期と酷暑期というのはいずれも作業には非常に厳しい環境ではございますけれども、その中で人をある程度集めていってということになると、なかなか予算面で厳しくなると。ですから、そこら辺への御配慮をお願いしたいということと、フレックスで働くということになると、昼間・夜間と分けて、先ほど夜業というのはなかなか今の時代になじまないと申しましたけれども、そういうことも幾らか考えてやらなければいけないような環境になってきたのかなと思います。

ですから、労働時間の問題、労基署等の問題もございますけれども、そこら辺の実情というものをひとつ御理解いただいて、これからますます気候の温暖化といいますか酷暑化が進むんだろうと思いますので、非常に切迫した問題としてお捉えいただければと存じます。

【九州地方整備局企画部技術調整管理官 回答】

岩田会長と三野輪副会長からありました夏場の働き方につきまして、九州の状況とか少し資料をつけておりますので、こちらのほうをまず説明させていただきたいと思います。回答参考資料の 12 ページでございます。

九州におきまして、熱中症対策は命に関わる問題であるというのは十分に認識しているところでございます。熱中症の重篤化を防止するために労働安全衛生規則が改正されまして、6月1日から職場における熱中症対策の強化がなされております。熱中症の恐れのある人を早期に発見して、迅速かつ適切に対処することが事業者に義務づけされたところでございます。義務づけの対象となった作業がWBGT、暑さ指数が 28 度以上または気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上または 1 日 4 時間を超えて実施が見込まれる作業となっておりませんので、九州の夏場の土木・建築の現場はほぼ全てが対象になると思われます。

13 ページを御覧ください。厚労省が発表しています職場における熱中症による死傷災害

の発生状況でございます。右側の表を見ていただくと、過去5年間の業種別の死傷者数がグラフ化されておりますが、建設業が961名と、全体の約2割を占めております。赤い棒はうち死者数でございまして、建設業が54名と他産業に比べると突出している状況でございます。さらに、警備業で整理されています交通誘導警備員も含めますと、これは建設業関連が最も発生しているという状況でございまして、建設業の夏場の現場は厳しい労働環境にあるということが分かります。

14ページでございます。環境省のホームページに掲載されている昨年7月と8月の全国12都市における昼間の日最高の暑さ指数でございます。九州・沖縄はWBT31以上の赤色が目立っておりまして、7月中旬から8月後半にかけてはほぼ毎日となっております。

15ページでございます。こちらは昨年7月から9月、3か月間のWBT31以上の累計日数を赤色、あと28以上31未満を薄い赤色で表しておりますが、九州の各都市は夏場は沖縄とほぼ変わらないといったような作業環境下にあることが分かります。

九州地方整備局といたしましては、夏場の働き方改革については業界の実情をお聞きしながら今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。先ほどレポートも出していただけるというお話もございましたので、そういうものはしっかりと私どもお受けしたいということで、よろしくお願ひします。

それと、8月を休工にするなどの御意見につきましては、多様な働き方の参考とさせていただきたいと思います。お話にありましたように、夏休みがある産業は若者にとっては非常に魅力的かもというところもありますけれども、その間ほかの現場に行ってしまえば、そこも効果がございませんので、そういったところをどうするのかとか、先ほど塗装のほうでもありましたような御意見もございますので、やはりこちらもいろいろな御意見を踏まえながら参考にさせていただきたいと思います。

【九州地方整備局営繕部営繕品質管理官 回答】

営繕部でございます。今御説明させていただいたことと基本的には一緒ですけれども、国発注の営繕工事に対してというところで御説明させていただきます。まず工期の関係ですけれども、営繕工事におきましては、新築工事は日建連の工期算定プログラムを、改修工事につきましては、過去の実績を参考とした上で、工事特有の特殊なものとか専門工事といったものがある場合につきましては必要に応じてヒアリングを行う、また、さらに週休二日を前提とした上で日数を積み上げて適正な工期となるような設定としているところでござい

ます。令和7年度からは工期中全ての週における週休二日の確保にも向けた取組を推進しております。また、予定価格を作成するときには、対象期間全ての週で2日以上の現場閉所を行うことを前提として、労務費と現場管理費のほうも補正をしているところです。

また、夏の作業の休工にするお話につきましては、猛暑による作業不能日数を先ほど言った工期設定の中でも考慮させていただいているところでございます。工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が当初想定しておりました日数の見込みと乖離がある場合につきましては、そちらは工期及び請負代金額を変更するとしているところでございます。

【共通テーマ③】

【議題】

「CCUSカードリーダー設置の促進について」

【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まり、令和6年度末で技能者登録数 162万6,545名、事業者登録数 29万413社、新規登録現場数 13万8,838現場（令和6年度）、能力評価判定件数 11万5,066件（令和7年1月末）と順調に伸びております。

一方で、当会が会員団体加盟企業に実施した調査では、CCUSのカードリーダーが設置されていた現場の割合は、20%未満が 29.4%と最も多く、次にゼロ%が 16.5%と続いています。特に地方ではカードリーダーの設置が遅れているとの声が聞かれます。

建専連は、CCUSのレベル別最低年収の実現や本年秋の大規模なシステム改修でCCUSとの連携の強化が予定される建退共への着実な課金システムとしてCCUSの本格稼働に大きく期待をしています。特に財政基盤の弱い個人や零細企業では、職人の離職後の福利として建退共は有意義な制度と考えておりますので、地方公共団体発注は100%を初め官民全現場へのカードリーダー設置を義務として進めさせていただきたい。

【九州鳩工工事業連合会 要望】

今手元には九州地方整備局様からの参考資料とかありますけれども、現状、実態のCCUSの促進についての内容をちょっと話させていただきたいと思います。専門職によりまし

て、一次、また二次の協力会社の占有率が違うので、数字的には若干違いがありますけれども、よろしくお願ひします。

今、「CCUSカードリーダー設置の促進について」とありますけれども、まずメリットとしましては、事業者、技能者、いろいろなメリットがありますけれども、将来的にはマイナンバーと連携させる、出面の管理を正確にできる、技能者や元請業者へのアピールができる、また、技能者に関しては、適正な処遇を受けられる、キャリアを証明できる、適切な退職金を受け取れる、また、さきの将来的なメリットはありますけれども、これがいつかとか、この辺が明確ではないというのと本当に実現できるのかなというのがこのメリットの話です。

あと、デメリットのほうですけれども、今現在事業所で事務作業にかかる労力が結構かかっています。一次、二次もそうですけれども、二次が代行して対応している、二次の分を一次が代行している、元請各社も代行している部分もありますけれども、やはり二次以下で自社でキャリアアップの事務作業ができるのは、平均的に言っても二次会社の方は 50%以下ぐらいの方しかできていないのかなという形で、カードリーダー自体が設置していない地場の元請さんだったりしたときには、後日カードリーダーのないところは一次の会社がタッチをしていない作業員をまた手入力でタッチしたことを証明するような事務作業が増えていますというのが現実でありますので、この辺もなかなか元請さんは知らないのかなというところはデメリット的によくあります。

あと、趣旨の文章でもありますように、下から 3 行目になるのですけれども、「特に財政基盤の弱い個人や零細企業では、職人の離職後の福利更生、建退共は有意義な制度」と下にずっと書いていますけれども、やはりこの文章も、一次の協力会社、二次の専門協力会社は本当に温度差、ギャップがある内容で、一次、二次、三次の協力会社を二次まで含めましょうとか、いろいろな業界団体の問題もありますけれども、なかなかこの辺が難しいかなと思っています。

あとは、最終的に全体の質問としまして、大手ゼネコンさんに関しましては、九州でも約 8 ~ 9 割以上カードリーダーの設置をしていますけれども、地場の元請さんにおきましては全くないとか、その辺のリーダーを設置していないとかありますので、現状のところ地方整備局様から逆に地場の元請さんに促進をしているのかとか実際促進をどこまで促しているかというのをちょっとお聞きしたいと思って話をしている次第です。

【(一社) 日本型枠工事業協会九州支部 要望】

キャリアアップについては、移行して6年、大分登録数も増えていると認識はしています。今カードリーダーの話もありましたけれども、私がここでお願ひというか思いがあることは、キャリアアップは何のためにやったかということで、今いろいろなシステムが移行していくまして、簡易型と標準型という、最初はタッチを増やすために簡易型をつくってしまってはいるというのがあって、実際今、今後とにかく急いでほしいのは、技能者労働者のレベル認定のところをやらないといけない。

3月からワンストップになってレベル認定を新規のほうは同時にできます。ただ、ここで標準型でやっていない簡易型の方については、レベル判定を早くしてやらないといけない。この理由としては、この資料にも書いていますけれども、この後にやる専門業者の施工能力の見える化、評価のためにレベル3を取っておかないと企業の評価のポイントになりませんよという各専門団体が打ち出している評価の制度がございますけれども、そこにつながってくると思います。

ここでちょっとお願ひというか、私が思うに、今発注者というかゼネコンさんのほうには総合評価のときにキャリアアップを使っているところは多少なりの加点ということでメリットはございます。それによって入っている業者を使うという促進にはなると思いますが、最終的な落としどころとして、企業評価、スターの評価という形がたしかあったと思います。これをいち早く活用していただいて、まず国においては、発注工事で専門業者の例えはスターを2つ以上、3つ以上、この規模の工事についてはスター3つの業者に縛るというか、そこで我々がスターの評価の高いところが何をやるかというと、技能者を直接しっかり雇用して、会社の規模もしっかりしているというか、手にしっかりした会社がスター評価が高いという認識の下に、そういうところをいち早く公共工事のところで発注の時点で我々のスター評価の基準をつくっていただいて、そこで我々は専門業者のほうがこここのレベルでないとできませんよぐらいにやっていただけだと、そこを目指してキャリアアップの本来の企業のほうが受注拡大につながるし、その企業が最終的に抱えている技能者にお金を払い切れるというところで受注拡大にも結びつくという考えがありますので、その辺、今20ページにいろいろ書いていますけれども、施工能力の企業の見える化のスターのところをもっと早く見えるようにして、我々が直接受注に結びつくような形にしていただければそこを目指してさらに加速するのではないかと思っていますので、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいと思っております。

【九州地方整備局建設産業調整官 回答】

最初の御質問のメリットの点とどのような周知をしているかという点についてお答えさせていただきます。

メリットでございますけれども、後に出てくる情報提供資料には載せておりますが、例えば労働安全システム、各企業様がお使いの分につきましては、既にCCUSは連携できるよう窓口を広げている状況でして、今年の秋ぐらいには1つは民間のシステムが連携できるというお話を聞いています。今後どんどん増えていっていただければと思っております。

それから、建退共につきましても今年度中に連携してという形で、ここも漏れがないように、そのように管理していくような世の中になってくるというところで、それでも代行したりして事務の労力が要るというところでございますけれども、ここは元請さんも含めて誰かが1つ入れればそのデータをずっと使えるというふうに、メリットのいいところの周知がまだまだ行き届いていないのかなと思います。今6年からの3年間がメリットを宣伝するフェーズになっていますので、そこを中心に今後宣伝していきたいと考えています。

それから、周知の方法ですが、整備局から配付しています回答参考資料の4ページ、写真をいっぱいつけているところがあるのですが、一応こういういろいろな場でCCUSについては必ず周知をさせていただいているところです。右下には、協議会をつくって産官で意見交換をしたりといったことも今九州地整としてはやっているところです。

【九州地方整備局企画部技術調整管理官 回答】

カードリーダーの設置に関する御質問があったかと思うのですけれども、これは九州地整の取組で御回答してよろしいですか。カードリーダーの設置に関して、九州地方整備局が発注している工事での対応のやり方の回答でよろしいでしょうか。——分かりました。

資料の23ページ、一番後ろになりますけれども、こちらのほうに、建設キャリアアップシステムの対象工事というところで、活用推奨モデルをやっていまして、一般土木でいきますとBとC、それとプレストレストコンクリートで、アスファルトAに関してはこのモデル工事で今対象工事として運用を図っているところです。

一番下にカードリーダー設置費用というものがございますが、各現場に2台まではカードリーダーの設置に関する費用を精算でお支払いするというやり方で、直轄工事に関しま

してはこういった対応を取っているというところでございます。併せて、タッチしたらお金がかかると思うのですけれども、そちらの費用も精算で積み上げて元請のほうにお支払いしているというような対応を取っております。

【九州地方整備局　技術開発調整官　回答】

これらのCCUSが普及するための入札契約上の加点という御提案だったかと思います。今多分ワーク・ライフ・バランスとか、今年からほとんどの工事でそれを加点要素としてやっておりますけれども、今のお話、御提案がその1つとして組み込むべきかどうかという話については、普及の割合とか、いろいろその他の御意見もいろいろあるかもしれませんので、またその辺をお聞きしながら検討させていただきたいと思います。

【九州地方整備局営繕部営繕品質管理官　回答】

営繕工事の取組ですけれども、営繕工事では、建築工事はBランク以上、設備工事でAランク以上については推奨モデルの営繕工事ということで試行を行っているところでございます。こちらについては、もし取り組む旨を受注者が希望した場合につきましては、目標基準と最低基準を指定しまして、それが達成した場合につきましては、工事成績評定で加点していくことにしております。また、モデル工事でない場合で受注者が希望した場合についても、同様な取組ということで加点をするということでそういうのが広がっていけばと考えているところでございます。

【司会】

意見交換、いろいろとまた追加で要望したい点もありますが、何せ時間が来てしまったものですから、大変申し訳ございません。キャリアアップの件につきましては御要望を差し上げたと。発注者協議会等いろいろな会議の場を通じてぜひ前向きに御検討いただければと思います。

最後に1点だけ、福岡県の解体工事業協会からぜひ要望を差し上げたいと。これは事前にペーパーを準備していませんので回答は厳しいかなと思いますけれども、要望を申し上げますので、ぜひ心に留めていただければと思います。その要望をもって意見交換会の最後にしたいと思います。

【(一社) 福岡県解体工事業協会 要望】

解体工事業協会といたしましては、見直していただきたい点が2点ございまして、何かと申し上げますと、建設工事の資源の再資源化に係る法律（建設リサイクル法）の届出のところで2点見直していただきたい点がございまして、1点目が届出の義務づけをされているのが80平米以上の建物の解体をするというのがあります、まずそこの80平米というのを取り除いていただきまして、全ての解体工事を行う際には建設リサイクル法の届出をするようにと改善していただきたいというのがございます。

というのは、80平米以下の建物ですと概ね500万円以下の工事になりますと、ということは何が起きるかといいますと、建設業許可を持たない人が誰でも80平米以下、500万円以下の工事ですとやれてしまうということで、想像がつくとおり、許可を持たない方が誰でもできることは言わずもがなで、工事の品質も下がってまいりますというところで、そのような工事をされる方と我々コンプライアンスを遵守している建設業者が価格面で戦うところが非常に不利というか、同じフィールドに立たずに工事をしないといけないというところで、まずここを改善していただきたいというところでございます。

もう1つが運搬実績の報告を義務づけしていただきたいという点でございます。建設リサイクル法の届出をする際には、特定建設資材、例えばコンクリートはここに持っていく予定です、木くずはここに処分する予定ですというものをつけて提出しておりますけれども、それを実際にそこでちゃんと適正に処分したかを確認するところまで義務づけしていただきたいという点がございます。

その理由としましては、後から適正に処分したかを追跡しない限り、先日も京都府のほうで事例がありましたけれども、排出事業者の建設業者とその施工をしました解体業者が共同で建設業者の土地に建設廃材を不法投棄して処分されたという事例があります。これは原因としましては、そのような建設リサイクル法の届出は出したにもかかわらず、その処分が適正にされたか追跡、チェックしなかったことが原因で建設業者とそれを手伝った解体業者が処分をされているという点でございます。

あと、空き家対策とかが問題になっておりますけれども、空き家対策の建物を解体するような場合は、概ね相続した土地とかを遠方にある子供さんたちが解体するようなことが多いわけでありまして、そのような際は、しっかりと監督、目が行き届かない感じで工事が行われます。そのようなときに、無許可の業者が施工して、例えば敷地の中に建設廃材を深く掘って埋めたまま処分をする、それで完了したというような虚偽の報告をして、その後建築

工事で掘削した際に建物の廃材が地下から出てきたというような様々な問題が生じております。

というところで、できましたら建設リサイクル法の 80 平米という文言を撤廃していただいて、全ての対象工事、建物の解体工事、そして運搬実績報告の義務化という点を見直していただきたい所存でございます。事前にお伝えしておりませんでしたのであれでれども、できましたら今お伝えしました 2 点について見直していただきたいという点でございます。

【司会】

ありがとうございました。後日事務局のほうからペーパーを提出したいと思いますので、しかるべき対応をしていただければと思います。